

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること  
とがある旨の告示(経営流通課)
- 県道の区域の変更(道路課)
- 県道の供用の開始( )
- ◇ 調達広告 公募型指名競争入札の実施(三件)(管理課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百二十二号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることであるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成十年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 有限会社サンインマルイ	届出に係る建物の名称 マルイ正蓮寺店	届出に係る建物の所在地 鳥取市正蓮寺五二ほか
-----------------------	-----------------------	---------------------------

### 鳥取県告示第五百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年七月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成十年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉 吉線	変更前	鳥取市布勢字河徳三二一地先 から同市高住字浜手一三六一 二地先まで	七・〇	一、一九七・〇
		鳥取市桂見字上河原五七一 三地先から同市布勢字河徳三 一一一地先まで	二六・〇	一一〇・〇

秋里吉方線		変更前	変更後
鳥取市秋里字東皆竹七〇四一 二地先から同市秋里字松下六 二二一―一地先まで	鳥取市秋里字松下六四七地先 から同字六五八―二地先まで	鳥取市秋里字松下六二五―一 地先から同市秋里字上寺後三 七―一地先まで	鳥取市桂見字上河原五七一― 三三六―二地先まで 鳥取市布勢字河徳三二―一地先 から同市高住字鷺谷口六五地 先まで
八・五〇 三五・〇	三・五〇 八・〇	七・〇〇 一五・〇	一〇・〇〇 七六・四
三二〇・三	一三七・〇	三二四・〇	一、〇六二・〇

鳥取県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり  
県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年七月三十一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町  
二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調 達 公 告

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取鹿野倉 吉線	鳥取市桂見字上河原五七一―三三六―二地先まで 住字浜手一三六―二地先まで	平成十年 八月 十日
秋里吉方線	鳥取市江津字大正二六〇地先から同市秋里字上 寺後三七―一地先まで 鳥取市秋里字東皆竹七〇四―二地先から同市秋 里字松下六二二―一地先まで 鳥取市秋里字松下六四七地先から同字六五八― 二地先まで	平成十年七月三十一日 〃 〃

公標型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年7月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 工事の概要
- (1) 工事名 一般県道津ノ井国府線地方特定道路整備工事（道路改良）上部工
  - (2) 工事場所 岩美郡国府町大字玉鉢

<p>(3) 工事内容 本件工事は、一般県道津ノ井国府線の橋りょう上部工（L=60.9m、W=14.50m）を製作し、架設する工事である。</p> <p>(4) 工事の詳細 橋りょう上部工製作及び架設 設計荷重：B活荷重 上部工型式：ポストテンション方式PC単純工桁橋 橋 長：L=60.90m 径 間 長：29.567m+29.59m 幅 員：全体 W=14.50m (内訳 車道=3.00m×2、歩道=3.5m×2) 平面線形：一部クロノイド曲線から直線 架設工法：エレクションガータ工法</p> <p>(5) 工期 平成10年9月から平成11年3月20日まで</p> <p>2 技術資料等の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件 ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。 イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による自主結成によるものとする。 ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。 エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。 オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることできない。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員共通の資格</p>	<p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。</p> <p>ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。</p> <p>エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事の総合評点が1,000点以上であること。</p> <p>オ 平成10年7月31日（金）から同年9月1日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>カ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>ク 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>(4) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格 ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。 イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が1,300点以上の者で、プレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの（一般土木工事とプレストレスト・コンクリート工事の完成工率高く対するプレストレスト・コンクリート工事の完成工率高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50%以上の者をいう。）であること。</p>
---	--

<p>ウ 平成元年度以降に、P C橋（道路橋に限る。）上部工事の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>エ (2)の力により配置する主任技術者又は監理技術者は平成元年度以降に同種工事を施工監理した実績がある者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成10年7月31日（金）から同年8月11日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間並びに提出場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>イ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）とする。</p>	<p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>公業型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年7月31日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 主要地方道津山智頭八東線緊急地方道路整備工事（道路改良）（1号橋上部工）</p> <p>(2) 工事場所 八頭郡智頭町大字八河谷</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>本件工事は、主要地方道津山智頭八東線の橋りょう上部工（L=76.0m、W=8.00m）を製作し、架設する工事である。</p> <p>(4) 工事の詳細</p> <p>橋りょう上部工製作及び架設</p> <p>設 計 荷 重：B活荷重</p> <p>上部工型式：2径間連続非合成箱桁橋</p> <p>橋 長：L=76.0m</p> <p>支 間 長：37.6m+37.6m</p> <p>幅 員：全体 W=8.0m</p>
---	---

(内訳 車道=3.00m×2)

平面線形：一部クローソイド曲線から直線

架設工法：クローラーケレーン工法(ベント工法)

(5) 工期 平成10年9月から平成11年3月20日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(鋼構造物工事)の許可を受けていること。

(3) 平成9年1月鳥取県告示第35号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。

(5) 平成10年7月31日(金)から同年9月1日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成元年度以降に、道路橋における連続鋼箱桁橋上部工事の桁製作から架設までの一連の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資率が20%以上のものに限る。

(7) 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成元年度以降において、連続鋼箱桁橋上部工事の架設工事の現場経験を有する者であること。

イ 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成10年7月31日(金)から同年8月11日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年7月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一般県道由良停車場線地方特定道路整備工事 (特一) (2工区)

(2) 工事場所 東伯郡大栄町大字由良宿

(3) 工事内容

本件工事は、一般県道由良停車場線の橋りょう上部工(L=68.56m、W=15.00m)を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：プレテンション方式3径間連結桁橋

橋 長：L=68.56m

径 間 長：22.86m+22.84m+22.86m

幅 員：全体 W=15.00m

(内訳 車道=3.00m×2、歩道=3.5m×2)

平面線形：一部クロソイド曲線から直線

架設工法：トラスクレーン工法

(5) 工期 平成10年9月から平成11年3月20日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名による自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(土木一式工事)の許可を受けていること。

ウ 平成9年1月鳥取県告示第35号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における土木一式工事の総合評点が1,000点以上であること。

オ 平成10年7月31日(金)から同年9月1日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者

又は監理技術者を専任で配置できること。

(7) 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

(4) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が1,300点以上の者で、プレストレスト・コンクリート工事を主な受注工事としているもの(一般土木工事とプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高に対するプレストレスト・コンクリート工事の完成工事高の比率が直近の過去5営業年度の平均で50%以上の者をいう。)であること。

ウ 平成元年度以降に、PC橋(道路橋に限る。)上部工事の桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

エ (2)のホにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成元年度以降に、同種工事を施工監理した実績がある者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成10年7月31日(金)から同年8月11日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年7月31日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

<p>1 調達内容</p> <p>(1) 調達物品の名称及び数量 頭・腹部血管造影装置 一式</p> <p>(2) 調達物品の条件等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成10年11月30日</p> <p>(4) 納入場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院中央放射線室</p> <p>(5) 入札方法 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 平成9年5月鳥取県告示第399号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく物品の売買等に係る競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が「医療機器のA等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) 業事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定に基づき医療用具の販売業の届出を行っている者であること。</p> <p>(4) 調達物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。</p> <p>(5) 平成10年7月31日（金）から同年9月17日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。</p>	<p>3 契約担当部局 鳥取県立中央病院事務部管財課</p> <p>4 入札手続</p> <p>(1) 入札書の提出場所及び問合せ先 〒680-0901 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院事務部管財課用度係 電話 0857-26-2271（内線2211）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>(3) 郵送による入札 可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成10年9月17日（木）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成10年9月17日（木）正午とする。） 鳥取県立中央病院第6会議室（2階）</p> <p>5 入札者に要求される事項</p> <p>(1) 入札書は、件名及び入札社名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。</p> <p>(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成10年9月10日（木）午後5時までに提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>6 入札保証金及び契約保証金 免除</p> <p>7 その他</p>
---	--



(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断された入札者であって、規程第70条の規定により例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無  
無

(6) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Angiographic System, 1Set

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 10, September, 1998

(3) Time-limit for the submission of tenders : 13:30 PM 17, September, 1998 (tenders submitted by registered mail 0:00 PM 17, September, 1998)

(4) Place of contact for the notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital  
730 Edu Tottori-shi 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2211